

1 要件が見直しされる加算について【届出必要】

次の加算については、報酬改定により加算要件等が見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい福祉サービス事業

人員配置体制加算（生活介護）

《人員配置体制加算の拡充》 ※「1.5:1」の区分が拡充されます。

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制が評価されます。

- ア 人員配置体制加算（Ⅰ）は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置
- イ 人員配置体制加算（Ⅱ）は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置
- ウ 人員配置体制加算（Ⅲ）は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置
- エ 人員配置体制加算（Ⅳ）は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

【前年度平均利用者数の計算について】

生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の前年度の平均値は、当該年度の前年度の利用者延べ数（利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に3分の4を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数としていることから、この算出方法における前年度の平均利用者数に応じた配置であれば、加算の要件を満たすことになる。（前年度の平均利用者数の算定に当たっては、少数点第2以下を切り上げるものとする。）

ア 人員配置体制加算（Ⅰ）

①指定生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

②指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合

- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

③共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合

- ・区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等以下「共生型本体事業」という。の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

イ 人員配置体制加算（Ⅱ）

①指定生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。なお、「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

②指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合

- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

③共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合

- ・区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。

ウ 人員配置体制加算(Ⅲ)

①指定生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上であること。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。

②指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合

- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。

③共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合

- ・区分 5 若しくは区分 6 に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上であること。
- ・常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を 2 で除して得た数以上であること。

エ 人員配置体制加算(Ⅳ)

①指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合

- ・常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。

②共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合

- ・常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を 2.5 で除して得た数以上であること。

福祉専門職配置等加算(生活介護のみ)

《福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し》

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合であっても、福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を算定することができる。

延長支援加算(生活介護)

《延長支援加算の算定方法の見直し》

所要時間 8 時間以上 9 時間未満の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、日常生活上の世話をを行った場合に、1 日の所要時間の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

- ここでいう所要時間は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- 延長時間帯に、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を 1 名以上配置していること。

重度障害者支援加算(生活介護)

《重度障害者支援加算の算定方法の見直し》

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50 単位

重度障害者支援加算(Ⅰ)については、「人員配置体制加算(Ⅰ)及び「常勤看護職員等配置加算(看護職員を常勤換算方法で 3 人以上配置しているものに限る。)」を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置し、2 人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。

なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360 単位

次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分 6 に該当し、かつ、第 548 号告示の別表第 2 に掲げる行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。

- ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。
- イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修実践研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)であること。また、当該事業所において 実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
- ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20 %以上が、強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者(以下「基礎研修修了者」という。)であること。
- エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めること。
- オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に 1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。
- カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。
- キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。
- (7) 利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。
- (i) (7)の基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として 4 時間程度は従事すること。

ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180 単位

次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定生活介護事業所において、区分 4 以上に該当し、かつ、第 548 号告示の別表第 2 に掲げる行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対して指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

- ア 指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える 人員が配置されていれば足りるものである。
- イ 指定生活介護事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。
- ウ 指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が基礎研修修了者であること。
- エ 「ロ重度障害者支援加算(Ⅱ)」のエからキの規定を準用する。

※「ロ重度障害者支援加算(Ⅱ)」及び「ハ重度障害者支援加算(Ⅲ)」については、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する 旨届出をしており、かつ、区分 6 に該当し、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 150 単位を加算することとしている。

この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に 1 回以上、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。

なお、この中核的人材の配置については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。

重度障害者支援加算（施設入所支援）

《重度障害者支援加算の算定方法の見直し》

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 28 単位

変更なし

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360 単位

(一) 次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分 6 に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対し、指定障害者支援施設等を行った場合に算定する。

ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。

イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修実践研修修了者（以下、「実践研修修了者」という。）であること。また、当該施設において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者（以下「基礎研修修了者」という。）であること。

エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、非常勤職員についても員数に含めること。

オ イにおける実践研修修了者は、原則として週に 1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3 月に 1 回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。

カ ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。

キ ウにおける基礎研修修了者の配置については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、以下の要件をいずれも満たすことで、算定できるものとする（経過措置）。

(f) 利用者に対する支援が 1 日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。

(g) (f)の基礎研修修了者 1 人の配置につき利用者 5 人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定障害者支援施設等の従事者として 4 時間程度は従事すること。

(二) 中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的人材養成研修修了者」という。）を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしておき、かつ、区分 6 に該当し、行動関連項目合計点数が 18 点以上である利用者に対し、指定障害者支援施設等を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 150 単位を加算することとしている。

この場合、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に 1 回以上、当該強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。

なお、この中核的人材の配置については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従などを求めるものではない。

(三) 当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定施設入所支援の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1 度までの算定とする。

ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180 単位

(四) 重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分 4 以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が 10 点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に算定する。

なお、重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者については、この加算を算定することができない。

ア 指定障害者支援施設基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、基準を超える人員が配置されていれば足りるものである。

イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ 指定障害者支援施設等に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、基礎研修修了者であること。

エ (二)のエからキの規定を準用する。

(五) 当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに所定単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

なお、当該利用者につき、同一事業所においては、1 度までの算定とする。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

《視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充》

[現行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の 100 分の 30 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を 50 で除した数以上配置していること。

[見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (I) 51 単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の 100 分の 50 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を 40 で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (II) 41 単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の 100 分の 30 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を 50 で除した数以上配置していること。

リハビリテーション加算 (I) (自立訓練(機能訓練))

《リハビリテーション加算の見直し【一部新設】》

リハビリテーション加算 (I)

[現行]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

[見直し後]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。利用者の生活機能の改善状況等の評価については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成 21 年 3 月 31 日障障発第 0331003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき実施すること。

個別計画訓練支援加算 (自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。))

《個別計画訓練支援加算の見直し》

[現行]

次の①から⑤に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

[見直し後]

イ 個別計画訓練支援加算 (I) 47 単位

個別計画訓練支援加算 (I) については、次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

ロ 個別計画訓練支援加算 (II) 19 単位

個別計画訓練支援加算 (II) については、上記①から⑤に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

ただし、個別計画訓練支援加算 (I) を算定している場合は、算定しない。

目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

[現行]

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

[見直し後]

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

主任相談支援専門員配置加算（計画相談、障がい児相談）

《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現行]

主任相談支援専門員配置加算 100 単位/月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

専ら指定計画相談の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員である事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

① 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300 単位/月

(一) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。

(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

- ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
- エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

②主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100 単位/月

当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①のウのアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）

自立生活支援加算 (Ⅲ) (共同生活援助)

《自立生活支援加算の拡充》

[現行]

自立生活支援加算 500 単位/回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算 (Ⅰ) 1,000 単位/月

※居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算 (Ⅱ) 500 単位/回

※現行の算定要件と同一(日中サービス支援型のみ)

ハ 自立生活支援加算 (Ⅲ)

(1)利用期間が3年以内の場合 80 単位/日

(2)利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72 単位/日

(3)利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56 単位/日

(4)利用期間が5年を超える場合 40 単位/日

ア 対象者

移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。

(7) 単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての意思の表明が十分に確認できていない状況の者

(4) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者

イ 移行支援住居

共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は2人以上7人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができるものとする。

移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。

ウ 算定期間

移行支援住居入居から3年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であると市町村が認める者については、3年を超えて算定が可能である。

なお、指定障害福祉サービス基準第210条の2第3項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。

エ 留意事項

当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。

(7) 住居の確保に係る支援

(4) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言(ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。)

(4) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整(サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。)

(4) 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携

2 新設される加算について【届出必要】

次の加算については、報酬改定により加算が新設されました。

新たに当該加算を算定される事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい福祉サービス事業

入浴支援加算（生活介護）

《入浴支援加算 【新設】》

- (一) 入浴設備については、当該事業所が整備していることが望ましいが、他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。
- (二) 入浴支援に当たっては、医療的ケアを必要とする者、重度心身障害者が対象であることから、看護職員や、看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。

栄養改善加算（生活介護）

《栄養改善加算 【新設】》

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (一) 当該事業所の職員として、又は外部（医療機関、障害者支援施設等（常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- (二) 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。

ア BMI

イ 体重変化割合

ウ 食事摂取量

エ その他低栄養 又は過栄養 状態にある、又は その おそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、上記アからエ までのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- ・口腔及び摂食・嚥下機能の問題
- ・生活機能の低下の問題
- ・褥瘡に関する問題
- ・食欲の低下の問題

緊急時受入加算（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援

A型、就労継続支援B型）

《緊急時受入加算 【新設】》

ア 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。

イ 拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

ウ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。

エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること。

高次脳機能障害者支援体制加算（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

≪高次脳機能障害者支援体制加算【新設】≫

(一) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」令和6年2月19日付け障障発 0219 第1号・障精発 0219 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。

イ 高次脳機能障害者の確認方法について

加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

- (ア) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (ウ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

ウ 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

(二) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、高次脳機能障害者の数が利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 50 で除して得た数以上なされていなければならないこと。

重度障害者支援加算（短期入所）

≪重度障害者支援加算【新設】≫

イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) 50 単位

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 30 単位

注1 イについては、指定短期入所事業所等において、区分6に該当し、かつ、重度障害者等包括支援の対象者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

注2 イの重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

注3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

注4 ロについては、指定短期入所事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。

注5 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

注6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する

(一) 重度障害者支援加算 (I) の注 2 又は重度障害者支援加算 (II) の注 5 については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が、強度行動障害支援者養成研修実践研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)が作成した支援計画に基づき 支援を行った日は、さらに 100 単位又は 70 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。

なお、ここでいう区分 6 に該当し、かつ、第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者については、障害児にあっては、障害児支援 区分 3、かつ、こども家庭庁長官が定める基準厚生労働省告示第 270 号)の第 1 号の 4 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた障害児と、区分 4 以上に該当し、かつ、第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者については、障害児にあっては、障害児支援区分 2 以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が 20 点以上であると市町村が認めた 障害児とする。

(二) 重度障害者支援加算 (I) の注 3 及び重度障害者支援加算 (II) の注 6 については、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに 50 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。

地域移行支援体制加算 (入所施設)

◀ 地域移行支援体制加算 【新設】 ▶

地域移行支援体制加算については、以下のア及びイの基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から 6 月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者(介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。)の人数に応じて加算するものであること。

ア 前年度(4 月から 3 月の間のことをいう。以下同じ。)において、障害者支援施設等を退所し、退所から 6 月以上、地域での生活が継続している者(指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。)がいること。

なお、前年度の実績としては、退所から 6 月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。

イ 前年度における障害者支援施設等の退所から 6 月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から 6 月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。

地域移行促進加算 (入所施設)

◀ 地域移行促進加算 【新設】 ▶

イ 地域移行促進加算(I) 120 単位

地域移行促進加算(I)については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を 1 名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。

(ア) 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整

(イ) 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等

(ウ) 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助

イ 地域移行促進加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。)第 1 の 5 の地域移行促進加算(I)を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(I)の算定期間中にある場合は、施設入所支援の外泊に位置づけられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。

ウ 地域移行促進加算(I)を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。

ロ 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位

地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。

指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

(例)

- ・ 共同生活援助事業所や、生活介護等(障害者支援施設と併設しているものは除く)の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験
- ・ 地域の活動(自治会等の地域様々な主体が開催する催し等)への参加
- ・ 現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
- ・ 買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験

通院支援加算(入所施設)**《通院支援加算【新設】》**

通院支援加算については、入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。

なお、指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

障害者支援施設等感染対策向上加算(入所施設、共同生活援助)**《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》**

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2) 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下この(2)において「協力医療機関等」という。)との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(注2において「感染対策向上加算」という。)又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

注2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

ピアサポート実施加算(共同生活援助)

次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

(1) 自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち1名は障害者等とする。)配置していること。

(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

退居後ピアサポート実施加算（共同生活援助）

次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- (1) 退居後共同生活援助サービス費又は退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。
- (2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。
- (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

人員配置体制加算（共同生活援助）

《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

人員配置体制加算については、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人及び生活支援員（以下「世話人等」という。）の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるものであるが、この算定に当たっては、特定従業者数換算方法によるものとする。

特定従業者数換算方法とは、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第34条第1項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。

（例）利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

(一) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

ア 世話人

・ 40時間 × (15 ÷ 6) 人 = 100時間

イ 生活支援員

・ 区分6 : 40時間 × 5 ÷ 2.5人 = 80時間 ・ 区分5 : 40時間 × 4 ÷ 4人 = 40時間
 ・ 区分4 : 40時間 × 6 ÷ 6人 = 40時間

(二) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

・ 40時間 × (15 ÷ 12) 人 = 48時間

延べ合計 308時間以上確保する必要がある。

この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

(三) 世話人

・ 32時間 × (15 ÷ 6) 人 = 80時間

(四) 生活支援員

・ 区分6 : 32時間 × (5 ÷ 2.5) 人 = 64時間 ・ 区分5 : 32時間 × (4 ÷ 4) 人 = 32時間
 ・ 区分4 : 32時間 × (6 ÷ 6) 人 = 32時間

延べ 208時間となることから、人員配置体制加算を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、308時間 - 208時間 = 100時間以上確保する必要がある。

ピアサポート実施加算（自立訓練（機能訓練・生活訓練））

指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- (1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。
- (2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

高次脳機能障害支援体制加算（計画相談、障がい児相談）

《高次脳機能障害支援体制加算 【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様